

# 資料 1

所在不明高齢者に  
係る課題への対応  
について

# 所在不明高齢者に係る課題と対応のあり方

## 問題の背景

価値観・生き方の多様化(プライバシー意識の高まり)、家族の変容(一人世帯の増加等)、コミュニティ(地域社会等)の変容

### (1) 届出に係る課題と対応

#### 課題

戸籍法上の死亡届や住民基本台帳法上の転出届など必要な届出がない場合

事件性がある場合

事件性がない場合

#### 対応

捜査機関による対応

住民への広報により、届出制度を周知徹底

### (2) 部局間等の連携に係る課題と対応

#### 課題

- ・ 福祉等関係部局から住基担当部局への連絡が徹底されていない場合
- ・ 戸籍地市区町村から住所地市区町村への連絡が徹底されていない場合

#### 対応

関係部局間、戸籍地市区町村と住所地市区町村の間、他の機関と市区町村の間の連携強化

### (3) 調査を要する場合の課題と対応

#### 課題

- ・ 市区町村において所在不明の事実を把握していない場合
- ・ 事実が住民票に反映されていない場合

#### 対応

- ・ 市区町村職員、民生委員等の様々な人材を活用し、関係機関とも連携して調査
- ・ 調査に基づき、職権により住民票を適切に消除又は修正

# 「住民基本台帳の記録の正確性の確保」に関する通知の発出

## 通知の趣旨

- 今般、住民基本台帳に記録された高齢者のうち、既に死亡・転出しているにも関わらず、必要な届出が行われていない事案が判明
- 一部の高齢者について、住基部局と関係部局の連携が不十分であったことから、住民票の正確な記載・消除等が行われていない事案も判明
- このような事案の発生を防止するため、自治行政局長名で各都道府県知事あてに、下記事項等の周知・徹底を図る文書を発出

### 1 関係部局間の連携強化

- ・福祉部局等の関係部局が住民基本台帳に基づく情報と異なる事実を知ったときには、速やかに住基部局に通報
- ・住基部局は、通報に係る事項を確認した場合には、適切に職権で住民票の消除等を実施

### 2 戸籍の届出等に基づく住民票の確実な記載

- ・各市区町村長は、戸籍の届出を受けた場合等について、住所地に確実に通知
- ・通知を受けた住所地の市区町村長は、住民票の消除等を遺漏なく実施

### 3 調査

- ・各市区町村長は、住民基本台帳に誤りの疑いがある場合等については、実情に応じて調査を実施
- ・定期的な調査の際には、今般の高齢者所在不明に係る事案も踏まえて実施
- ・調査を通じて、事件性が疑われる場合には、適切に捜査機関に通報
- ・調査にあたっては、郵便物の「本人限定受取サービス」等の活用も検討

### 4 住民に対する広報

- ・法律に基づく届出が正確に行われるよう、改めて住民に対して制度の周知

総行住第36号  
平成22年8月31日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

住民基本台帳の記録の正確性の確保について（通知）

住民基本台帳制度の運用に当たっては、各市区町村長は、住民基本台帳が住民に関する様々な行政の基礎となることを踏まえ、住民に関する正確な記録が行われるよう努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされているところです。

住民基本台帳の記録の正確性を確保するためには、住民の理解と協力が不可欠であることから、住民基本台帳法（以下「法」という。）第3条第3項において、住民は、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うこととされています。今般、住民基本台帳に記録された高齢者のうち、既に死亡又は住民票に記載された住所から転出等をしているにもかかわらず、死亡届や転出届などの必要な届出が行われていない事案が判明したところです。

また、一部の高齢者について、住民基本台帳担当部局と関係部局との間の連携が不十分であったことから、住民票の正確な記載、消除又は記載の修正が行われていない事案も生じています。

つきましては、このような事案の発生を防止するため、貴職におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対して、下記事項に留意の上、住民基本台帳の正確性の確保に努めるよう、周知・徹底を図るとともに、その運用に遺漏がないよう格別の御配慮をお願いします。

また、法第12条の5の趣旨を踏まえ、貴都道府県の区域内の市区町村の住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知ったときは、当該住民基本台帳を備える市区町村の市区町村長へ遅滞なく通報するようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 関係部局間の連携の強化

各市区町村長は、法第14条等の趣旨を踏まえ、あらゆる行政事務の処理に当たって、

住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知ったときは、住民票の記載、消除又は記載の修正を行うため、市区町村の住民基本台帳担当部局と福祉関係部局、税務担当部局、選挙管理委員会及び教育委員会等の関係部局との間で密接な連携を図ること。

例えば、

福祉関係部局においては、

- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の被保険者証を送付した場合
- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険料の徴収を行うために訪問した場合
- ・ケースワーカーが生活保護受給者を訪問した場合
- ・民生委員が住民を訪問した場合 等

税務担当部局においては、

- ・地方税の納付通知書を送付した場合
- ・地方税の滞納があり、督促のために訪問した場合 等

選挙管理委員会においては、

- ・投票人名簿に基づく投票所入場券を送付した場合 等

において、各行政事務を執行するに当たり、関係部局において住民基本台帳に基づく情報と異なる事実を知ったときには、速やかに住民基本台帳担当部局に通報すること。

住民基本台帳担当部局は、当該通報に係る事項を確認した場合には、適切に職権で住民票の記載、消除又は記載の修正を行うこと。

## 2 戸籍の届出等に基づく住民票の確実な記載

各市区町村長は、法第9条第2項に基づく通知を確実に行うとともに、通知を受けた市区町村長は、同通知に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正を遺漏なく行うこと。

法第12条の5に基づく都道府県知事からの通報を受けた場合には、当該情報を確認した上で、適切に住民票の記載、消除又は記載の修正を行うこと。

日本年金機構、後期高齢者医療広域連合、警察等から住民票の記載事項に関する情報の提供を受けた場合には、当該情報を確認した上で適切に住民票の記載、消除又は記載の修正を行うこと。

## 3 調査

各市区町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあるとの疑いがある場合等市区町村長が必要と認めるときは、法第34条第2項に基づき調査を行うことができることとされており、各市区町村の実情に応じて、当該調査を行うこと。

また、同条第1項に基づく住民票の記載事項に関する調査は定期的に行うものとされているが、この調査を実施する際には、今般判明した高齢者の所在不明に係る事案も踏まえて行うこと。

さらに、これらの調査の実施に当たっては、当該調査が住民基本台帳の記録の正確性の確保を目的としていることを踏まえ、住民の理解と協力が得られるよう努めること。

これらの調査を通じて、事件性が疑われる場合には、適切に捜査機関に通報すること。

なお、これらの調査を行う際には、限られた人員で効果的に行う見地から、対象者について一定の絞り込みを行うことも考えられるところであり、その選択肢として、郵便物等に記載された名あて人本人に限って配達される「本人限定受取サービス」や国勢調査の調査区関係資料（調査区一覧表、調査区地図及び調査区要図）における廃屋・空屋や更地に係る地図情報等の活用も検討すること。

#### 4 住民に対する広報

各市区町村長は、住民の住所の変更などの住民の地位の変更に関する事実については原則として住民からの届出により把握することとされている。このため、法第22条から第25条までに基づく届出が正確に行われるよう、改めて住民に対して制度の周知を行うこと。